

郵政民営化委員会（第158回）議事録

日 時：平成28年11月10日（木）9：30～11：19

場 所：永田町合同庁舎3階 郵政民営化委員会室

出席者：岩田委員長、米澤委員長代理、老川委員、清原委員、三村委員

金融庁 西田審議官、鈴木総括参事官

総務省 安藤郵政行政部長、岡崎企画課長、北林郵便課長、牛山貯金保険課長、

小林国際企画室企画官

日本郵便株式会社 鶴田執行役員

○岩田委員長

それでは、ただ今より第158回郵政民営化委員会を開催いたします。

本日は現在、委員5名中4名の出席を頂いております。三村委員が間もなく来られると思いますが、現在で定足数を満たしておりますので、議事を始めていきたいと思っております。

それでは、お手元の議事次第に従い、議事を進めてまいります。

本日は、上場後の取組状況につきまして、最初に金融庁から御説明を頂き、質疑を行った上で、その後、総務省から御説明を頂き、質疑を行いたいと思っております。

それでは、金融庁の西田審議官から20分程度で御説明をお願いいたします。

○西田審議官

金融庁の西田でございます。どうぞよろしく申し上げます。

それでは早速ですけれども、お手元の「ゆうちょ銀行・かんぽ生命について」という資料に沿いまして、金融二社の株式上場後の取組状況でありますとか、金融庁の考え方や対応状況などについて御説明したいと思います。

1ページ目を御覧ください。まず、ゆうちょ銀行について御説明いたします。

金融庁といたしましては、ゆうちょ銀行が上場企業に求められている企業価値の向上を目指して、中期経営計画に掲げられた三つの大きな施策を着実に具体化していくことが重要であると考えております。特に、地域金融機関との連携でありますとか、郵便局ネットワークの活用を通じて金融サービスの向上を図って、国民の安定的な資産形成、さらには地方創生に貢献していくということが重要であると考えております。

2ページ目を御覧ください。一つ目の柱でございます、「資金運用・リスク管理の高度化」について御説明いたします。収益の約9割を資金運用から得ておりますゆうちょ銀行におきましては、低金利環境が継続する中で資金運用の高度化とリスク管理の高度化をして、安定的な収益を確保していくことが一層重要になっていると考えております。このため、ゆうちょ銀行においては適切なリスク管理にも努めながら、国際分散投資を加速して、サテライト・ポートフォリオの拡大に取り組んでいるところ

でございます。また、運用戦略の高度化に向けては、フロント部門、リスク管理部門ともに専門人材の配置、拡充等によって、態勢の強化を継続して図っているところでございます。真ん中の円グラフを御覧いただきたいのですが、こうした取組みの結果、足下の運用資産は外国証券を中心にサテライト・ポートフォリオを拡大してきております。他方、国債は大幅に減少しているのですが、依然として約80兆円の運用残高となっておりますし、日銀当座預金等も57兆円に増加をしております。低金利環境が継続する中、これは民間金融機関と同様ですが、運用環境は厳しいものがあると考えています。

3 ページ目を御覧ください。ゆうちょ銀行はこれまでも収益性の向上を目指しまして、運用対象資産の拡大を通じて、資金運用の多様化を進めてきています。昨年12月の所見では、金融二社が中期経営計画の具体化や、更なる展開を図るために規制緩和が必要となる場合には、行政として優先順位を上げて検討することが望ましいといった御提言を頂いているところであります。この御提言も踏まえ、本年5月には株価指数先物取引等、本年7月には地域活性化ファンド等への出資について、郵政民営化法に基づく承認を行ったところでございます。今後もゆうちょ銀行が、この計画に掲げた施策を具体化していくために必要な規制緩和につきましても、私どもとしては適切に対応していきたいと考えているところでございます。

4 ページ目を御覧ください。ゆうちょ銀行の資産規模は208兆円と極めて大きく、それぞれの運用市場に一定の規模があると考えている中、資産の機動的な組替えや、運用の高度化にはおのずと限界があると考えています。そうした中で、ゆうちょ銀行に更に追加的な資金が流入しても、恐らくすぐに運用できる対象というのは国債であったり、日銀当座預金等に限られていて、これ以上の資産規模の拡大は収益の拡大につながらず、むしろ金利リスクの増大を招くことになって、リスク管理をより難しくするということも考えられます。昨年12月の所見でも、バランスシートの規模は市場原理に基づき、おのずと適正化されるべきものでありますとか、ALMの観点から、ゆうちょ銀行が貯金残高を制御することはあり得るといった御提言を頂いているところでございます。ゆうちょ銀行においては資金運用、あるいはリスク管理の高度化とともに、バランスシートの規模を抑制する取組みが求められておりまして、特にこの低金利環境が継続する中では、貯金残高を自己制御していく重要性は一段と高まっているのではないかと考えているところでございます。

5 ページ目を御覧ください。ここで民間銀行に目を転じますと、緩和的な金融政策の継続などによりまして、国内の貸出業務の収益性は低下しております。こうした状況を反映して、銀行業のPBRは他業態に比べて低い水準にありますし、株式時価総額も純資産額を下回っております。資産規模の拡大は市場からも十分な評価が得られていないような状況でございます。

6 ページ目を御覧ください。これは私ども金融庁が本年9月に公表した「金融レポ

一ト」の中で、地域金融機関の課題を提起したものでございます。その中では、金利低下が継続する中で、地域銀行全体として、足下では利ざやの縮小を融資の拡大でカバーできないという状況になっておりまして、今後、将来を見ますと、人口減少等によって借入需要の減少が予想される中、担保・保証などに依存した単純な貸出業務の収益性は更に低下するおそれがあるというような分析を行っております。ゆうちょ銀行における貸出業務につきましては、まずはゆうちょ銀行の方で、御説明したような以上の状況も踏まえて、企業価値の向上を目指すビジネス戦略の中で十分に検討していくことが必要ではないかと考えております。

7ページ目を御覧ください。次に二つ目の柱であります、郵便局ネットワークを活用した優れた金融商品の販売について御説明いたします。日本郵政グループの最大の資産は、何と云ってもこの郵便局ネットワークでございます。この価値を上げていくためには、やはり地域住民の利益となるような良質な金融商品、サービスが郵便局によって提供されていくことが重要ではないかと考えています。郵便局ネットワークを通じて、長期分散型の投資信託を始めとした顧客本位の金融商品を販売していくということは、国民の長期・安定的な資産形成に資するとともに、郵便局においても安定的な手数料収入を確保することが期待できるのではないかと考えています。

ここでその背景を少しだけ御説明いたしたいと思うので、8ページ目を御覧ください。まず、左側の下の「各国の家計金融資産構成比」のグラフを御覧いただければと思うのですが、日本の家計金融資産というのは「現金・預金」が約5割を占めています。米国や英国に比べて、株式や投資信託の割合が低いといった状況です。真ん中のグラフは「各国の家計金融資産の推移」でございますけれども、こうした家計金融資産の構成の違いが、過去における日本の家計金融資産の伸びが米国や英国に比べて低いことの一因になっているとも考えられます。右側のグラフでございますが、投資の対象なり期間の分散を図ることで、中長期的に安定的なりターンの実現が可能になるといったことも言えるのではないかと考えています。日本経済がデフレからの脱却や、持続的成長を目指していく現在の金融経済環境の下で、一方で高齢化の進展も視野に入れながら、家計の安定的な資産形成をサポートしていくに当たっては、投資信託というのは、一つの有効な運用手段ではないかと考えているところでございます。

7ページ目に戻っていただきまして、ゆうちょ銀行と日本郵便は民間金融機関と共同でJP投信株式会社を設立いたしまして、今年の2月から簡明で分かりやすい投資信託を開発し、販売を開始しているところでございます。現在、投資信託の取扱郵便局は約1,500局にとどまっております。ゆうちょ銀行の預貯金残高に対する投資信託の販売純資産残高の割合を見ても、民間銀行と比べて低い水準にございます。これは逆に言えば、ゆうちょ銀行にとって投資信託の販売による収益拡大の余地、成長可能性が十分にあるのではないかと考えています。ゆうちょ銀行では、郵便局の販売社員の育成あるいはサポートを強化するとともに、経営目標なり業績評価において投資信託

の純資産残高の増加であるとか、顧客基盤の拡大に重点を置くというふうに承知をしております。今後、この簡明で分かりやすい投資信託が、郵便局ネットワークを通じて全国各地で幅広く提供されていって、国民の長期的・安定的な資産形成に貢献されるということ、私どもとしては期待しているところでございます。

10ページ目を御覧ください。次に三つ目の柱であります、地域金融機関との連携について少し御説明を致したいと思っております。人口減少等が進む中で、地域における金融サービスというものを維持していくということは、日本郵政グループと地域金融機関の双方にとって重要な課題でありますし、また、両者の連携というのは双方の利益にもなるとともに、地域経済の活性化にも資するものではないかと考えています。昨年8月のこの委員会の席上で、ゆうちょ銀行と民間金融機関の双方から具体的な連携の可能性が示されております。この下の表がそうでございますが、その中で提案された地方創生、地域活性化のためのファンドの組成、出資に関連して、ゆうちょ銀行はこの7月に地域金融機関との連携の一環として、熊本地震からの復旧、復興を支援するために九州地域の全ての地域銀行とともに、この九州広域復興支援ファンドに出資をしたところでございます。地域活性化ファンドへの出資というのは、リスクマネーの供給を通じて地域の事業者の生産性向上を図って、それを通じて地域経済の活性化に貢献するといった重要な取組みであると考えておりました、今後ともこうした取組みが進展していくと、私どもとしては期待しているところでございます。金融庁としては、こうした地域活性化ファンドにとどまることなく、ここに掲げられた提案も含め、ゆうちょ銀行と地域金融機関が全国の各地域で地域経済活性化に貢献して、双方にとっても利益となるような連携、提携関係を構築していくことが重要であると考えておりました、金融庁としては、そうした取組みを積極的にサポートしていきたいと考えているところでございます。

次に11ページ目でございます。かんぽ生命保険についてお話をさせていただきます。かんぽ生命保険におきましても、企業価値の向上を目指して中期経営計画に掲げられた三つの大きな施策を着実に具体化していくことが重要ではないかと考えております。特に、生命保険会社との連携でありますとか、郵便局ネットワークの活用等を通じまして金融サービスの向上を図って、国民の安定的な資産形成などに貢献していくことが重要であると考えております。

12ページ目を御覧ください。まず、一つ目の柱であります主力保険分野の強化について御説明します。かんぽ生命保険は御案内のとおり学資保険、養老保険といった貯蓄性の商品のウェイトが高くなっておりまして、一方、生命保険会社の方は保障性商品のウェイトが高くなっております。そういう意味で、顧客のニーズに応えていくという観点からは、一定の役割分担によって機能発揮がなされているのではないかと考えています。こうした中、かんぽ生命保険ではシンプルで小口の商品を郵便局ネットワークを通じて提供していくということや、あるいは自社の強みを更に強固にする商

品サービスの開発に取り組んでいくといった方針を掲げているところでございます。

13ページ目を御覧ください。次に、二つ目の柱であります「資金運用・リスク管理の高度化」でございます。かんぽ生命保険は運用資産の多様化、専門人材の補強、更にリスク管理の高度化ということが続けながら、リスク性資産への投資を拡大しております。また、本年3月には第一生命との間で基本合意いたしました業務提携においても、資産運用の多様化、高度化に向けた協力というものが柱として掲げられているところでございます。

14ページ目を御覧ください。三つ目の柱、郵便局ネットワークを活用した優れた金融商品の販売、あるいは他の生命保険会社との連携でございます。かんぽ生命保険と日本郵便はこれまで多くの生命保険会社と提携いたしまして、かんぽ生命保険の商品で賄い切れない顧客ニーズに対応する商品をそろえて、郵便局ネットワークを活用して、顧客の利便性を高めたり、手数料収入を確保していくところでございます。本年10月には住友生命の引受条件緩和型の医療保険について、取扱郵便局を大幅に拡大したところでございます。金融庁といたしましては、今後とも引き続きかんぽ生命保険と他の生命保険会社が双方の強みを生かし合って、更に補い合って、顧客への質の高い商品を提供していくということを期待しているところでございまして、私どもとしてはそういった取組みをサポートしていきたいと考えております。

15ページ目を御覧ください。かんぽ生命保険は郵便局で保険商品を供給する生命保険会社の一部から、郵便局支援の事務というものを受託してございます。アフラックとの提携では、販売社員の研修であるとか、取扱いのサポート体制を整備するなどして、2年間で約2万局での取扱いというものを可能としたところでございます。かんぽ生命保険は郵便局との密接な関係を構築しているといった強みを生かして、他の生命保険会社が郵便局ネットワークを利用しやすくすることや、郵便局の利用者に多様な保険商品を提供していくといったことが考えられます。こうした取組みは郵便局、かんぽ生命保険にとって受託手数料の確保等を通じた安定的な収益の確保にもつながるものと期待しているところでございます。

16ページ目を御覧ください。昨年の12月の所見以降の新規業務の開始、生命保険会社の連携の事例を掲げてございます。一つ目は、今年の4月から開始しました再保険業務でございます。昨年12月の所見では、金融二社がこの中期経営計画の具体化や更なる展開を図るために規制緩和が必要となる場合には、行政として優先順位を上げて検討するのが望ましいといった御提言を頂いております。金融庁はこの御提言も踏まえまして、今年の2月の本委員会で再保険の引受けに係る認可について御説明させていただいて、同年3月に郵政民営化法と保険業法による認可を行わせていただきました。また、今年の3月には、第一生命との間で包括業務提携に合意いたしまして、海外生命保険事業、資産運用事業に関する協力の検討や、国内生命保険事業に関する共同研究というものを開始しておりまして、その一環として、この10月20日に資産管理

サービス信託銀行の株式を一部譲り受けたところでございます。

以上、金融二社における株式上場後の取組状況、金融庁の考え方、対応方針などについて御説明させていただいたわけですが、金融庁といたしましては、この金融二社には企業価値の向上という点と、やはり国民経済に貢献する役割の両立を図っていくことが期待されているのではないかと考えています。

金融二社が持続可能なビジネスモデルの構築に向けて、より高い収益性が見込まれる分野を優先して、業務の高度化や、効率化を進めるとともに、民間金融機関との連携を更に進めて、郵便局ネットワークを有効に活用しながら、優れた金融商品、サービスを提供することによって、国民の安定的な資産形成、さらには、地域経済の活性化に貢献していくということを期待しておりますし、金融庁といたしましても、金融二社のこうした取組みについては、積極的にサポートしてまいりたいと考えているところでございます。

次に、ゆうちょ銀行と民間金融機関の各業態ごとの個人貯金残高について簡単に御説明をしたいと思います。今年の3月末と8月末の預貯金残高を比較しますと、ゆうちょ銀行は前年度、前々年度の同期間の増加額と比べてわずかながら拡大しております。一方、国内銀行や信用金庫を見ますと、前々年度、前年度はおおむね横ばい、または増加となっていた定期性預金が減少に転じたこともあって、本年度のこの個人預貯金残高、全体の増加幅というのは、前々年度、前年度に比べてわずかながら縮小しているという状況でございます。なお、信用組合については四半期ごとの把握しかできないですが、恐らく他の金融機関と同様の傾向にあるのではないかと考えています。

個人預貯金残高の増減につきましては、季節変動要因もありますので、今年の9月以降のゆうちょ銀行及び他業態の預貯金残高の動向であるとか、流動性、定期性の内訳などの動向については、引き続き分析することが必要だと考えておりますので、金融庁としては委員会の方からも要請いただいておりますとおり、引き続きモニタリングを継続してまいりたいと考えているところでございます。

私からは以上でございます。どうもありがとうございました。

○岩田委員長

どうもありがとうございました。

それでは、質疑に入りたいと思います。ただ今の御説明に対しまして、御質問等ございましたらお願いいたします。どなたからでも結構でございます。老川委員からどうぞ。

○老川委員

どうも、御説明ありがとうございました。最後の説明について、ゆうちょ銀行の場合、よく言われますように、限度額のときに議論されたわけですが、いわゆる上限に達してしまっているところが1,300万円まで上がったということによって、今まで振替貯金に行っていたものが通常預金の方にシフトしているということかと思うのです。

他方、一頃心配されたのは、他のいわゆる民間金融機関に金が、ゆうちょ銀行の方にシフトしてしまうのではないかという心配をされる方が多かった。そういう中で、私どもとしては300万円という限度額引上げにとどめて、全体的な資金シフトはなからうと当時判断したわけですが、この結果から見ると大体そういうことで収まっているのかという印象を持っているのですけれども、そこら辺はどうでしょうか。

○西田審議官

正直、まだ5カ月ぐらいの期間なので、なかなか確たることは言えませんが、今、老川委員からお話のあったように振替貯金が減って、通常貯金は増えている。ただ、ネットで増えているという状況もありますし、やはり今後の季節変動要因をどう見るかということもありますので、私どもとしてはもう少ししっかりとモニタリングは続けていかなければいけないと思いますし、単に金額の動きだけではなくて、金融機関の取組状況とかも含めて見ていかなければいけないと思います。

もう一つは、判断するときにはゆうちょ銀行の経営状況も勘案するという事になっています。そういった点も含めて、私どもとしてはしっかりモニタリングは続けていきたいと考えております。

○老川委員

ありがとうございました。

○岩田委員長

よろしいですか。それでは、三村委員、どうぞ。

○三村委員

御説明ありがとうございました。ゆうちょ銀行の役割ということで、今日資料を整理して御提示いただいたわけですが、地域における金融サービスの役割は、金融庁も強調されていると思います。現状における地域金融のあり方ということなのですが、私は専門ではないですが、拝見しておりますと、決して融資が円滑に行われているわけではない。ただ、金融機関の側からすると良い条件の融資先がないとか、元々資金需要がないのだと仰るのですけれども、別の面から見ると、ちょうど今、地域経済が大きな転換点にあり、投資不足とか、いろいろな設備資産が非常に旧式化しているとか、何よりも情報システム投資が遅れているとか、人材が非常に不足しているとか、さらに、何よりも中小企業は今、世代交代の時期に達していますから、どういふふうに円滑に継承させるかという、いろいろな議論や問題があります。金融庁の方で整理されましたように、貸出金利の低さよりも事業の理解に基づく融資や経営改善指導がしっかりできる地域金融機関が絶対必要であるということを強調されていらっしゃる。ゆうちょ銀行もこれからファンドを通してとか、シンジケートローンを通してということなのですが、基本的に今、金融庁としてどういった政策の方針を持っているのか。

中小企業分野とか、日本の産業競争力とか、生産性改善ということに対してきちん

とした施策が必要だという議論がある一方で、金融行政とそれとがどういうふうに結びついていくのか。地域金融のあり方とともに、その中におけるゆうちょ銀行の役割を示唆していただくとありがたいと思います。

○西田審議官

なかなか大きいお話なのですが、一つの答えになるか分かりませんが、資料の6ページ目を御覧いただきたいのですけれども、先ほど冒頭で御説明したように、単純な担保・保証に依存した融資を拡大しても、今の低金利環境の中で将来推計すると、やはり下の真ん中のグラフにあるように、2025年には約6割の地域銀行が貸出しや手数料ビジネス、主要な顧客向けサービスで推計する利益率は赤字になってしまうという状況が示されているのです。ただ、そういった厳しい中であっても、やはり顧客企業の事業の内容をよく理解してリレーションを取って、そのニーズに応じて、融資だけではなくて本業支援、コンサルティング機能をしっかり提供して、企業価値の向上を通じて、自らの収益を確保している金融機関が一方であるということでもあります。

真ん中のグラフを見ても、2025年になっても規模の大きさに問わず、ちゃんと黒字を維持する銀行があるので、私どもとしては金融仲介の質を高めてもらうようなサービス提供を金融機関には求めていきたいと思っていますし、そのために私どもはベンチマークを作り、そういったものも活用して対話をしたり、その金融機関自身が経営方針に掲げた方針をきちんと自分たちの施策でしっかり実行できているのかということ、PDCAを回す中で自己点検もしてほしいと思っています。そういった方針をこの10月に掲げさせていただいたところです。

一方で、地域でゆうちょ銀行と民間金融機関の役割を考えたときに、例えば私の個人的な意見ではあるのですけれども、先ほどのファンド機能というのは、地域の中小企業にどうやって資金供給をするかと考えたときに、例えばゆうちょ銀行がそのファンドに投資して、ファンドを使ってエクイティを出し、財務基盤を整えてあげる。その上で地域の金融機関が、例えばシニアローンを出して、運転資金なりを供給してあげる。そういった連携は十分考え得るのではないかと思うのです。したがって、ゆうちょ銀行は今回、九州のファンドに出資をしましたが、今後、まずはLP出資ということで入っておりますが、そのLP出資で入る中で、ファンドの投資委員会の中にサブ的に参加するなどによりノウハウを高めていって、そういったノウハウを付けていくということも、将来的には十分大事だと私は考えているところでございます。

○三村委員

ありがとうございます。

○岩田委員長

よろしいですか。米澤委員長代理、どうぞ。

○米澤委員長代理

どうもありがとうございました。大きく二つなのでありますが、一つはゆうちょ銀

行の方で投信を販売するという一方で、優れた金融商品の販売ということで、これは私も非常に良い施策だと思うのですけれども、具体的に、優れた金融商品の販売の「優れた」というのはどういうことを意味されているのか。

7ページの下の方には「商品の特徴」ということで掲げられているのですけれども、もう少し突っ込むと、今、投資信託は顧客にとっての手数料がアメリカよりも非常に高く、加えて、何か昔の株式みたいな売り方をされているということなので、この辺のところはかなり意識的に改善されているのか否かということで、優れたというのはどういうことを目指しているのか。指導する側からも御説明いただければと思います。

○西田審議官

説明時間の関係で飛ばしてしまったページがありまして、9ページを御覧いただきたいのです。実はここに、私どもがこの9月に公表しました「金融レポート」というものを抜粋しています。下の表を幾つか見ていただきたいのですが、まず、左側の表は、規模の大きい投資信託を日米比較しています。純資産額上位5銘柄です。簡潔に言えることは、まず規模はアメリカが大きい。一方で、販売手数料、信託報酬を見ると日本の方が高いという状況です。真ん中のグラフを見ると、投資信託の販売額は増加しています。収益も増加しています。しかしながら、右側の表を見ると残高は増えていない。これから言えることは、恐らく、必ずしも顧客のニーズに沿っていないような短期間の回転売買と言いますか、乗換売買が相当程度行われている。そういう意味では、顧客本位という観点からまだまだ不十分と考えます。

一方で、JP投信が今回開発したのは、できるだけ郵便局の窓口で高齢のお客様も含めて、分かりやすくシンプルな商品を販売していこうとしていますので、そういう意味では、こういった民間金融機関が抱えているような課題を解決するための一つの対応策ではないかと考えておりますし、今後もJP投信を通じて、顧客ニーズを良くくみ取った商品企画、商品開発を行ってもらって、それをできるだけ分かりやすい形で郵便局に広げていくということであれば、かなりゆうちょ銀行にとって民間金融機関よりも先行することも十分可能ではないかと考えています。

○米澤委員長代理 もう一点は、3ページ目で、ゆうちょ銀行の方では、例えば民営化が認められた資産ということで、広い意味で規制の緩和みたいなこと、ないしは現在認められていない資産と書かれています。私はこれからもっと認められてしかるべきかと思いますが、今、かんぽ生命保険の方ではこういうのを認めてくださいと言う案件になっているものはあるのでしょうか。

○西田審議官

私が承知している限りでは、かんぽ生命保険は資産運用のところの認可がかなり包括的になっていまして、個々に承認する形になっていませんので、かなり広くできるようになっています。

ゆうちょ銀行は一個一個の対象資産を銀行法の方で確認をして承認する形になっていますので、そういう意味では、かんぽ生命保険の方が広く運用ができるような状態になっている。ゆうちょ銀行の方も、かなりこれまでいろいろなものを認めてきておりますので、今後、ゆうちょ銀行がリスク管理態勢や運用態勢を整えて、こういったものも多様化したいという御要請があれば、昨年の所見を踏まえて、私どもとしては適切に対応していきたいと考えております。

○米澤委員長代理

その際に、これは今、直前にお話がありました地域活性化ファンドということで、中小企業などのリスクマネーの供給みたいなことだと思うのです。同時に、今の国内のインフラファンドみたいな、コンセッションみたいな話ですね。そういうところの道も必要かと思っています。地公体なんかに対するお金ですね。

○西田審議官

PFIみたいな形のですか。

○米澤委員長代理

そうですね。それは多分、長さから見るとゆうちょ銀行よりかんぽ生命保険の方が適当なのかと思っていますけれども、そういったところも、誰に言ったらよいのか分かりませんが、申請があったときには時代の流れからいって認めていっていただけると良いかと。

○西田審議官

恐らく、今仰ったのは、一つの方法としてはシンジケートローンの参加型で、ゆうちょ銀行の方はきっと対応できると思うのです。シンジケートローンで民間金融機関がコーディネートしたところにゆうちょ銀行と一緒に乗っかってPFIとかにやっていくというのは、この真ん中のシンジケートローン参加型で対応は可能なのだと思います。

○米澤委員長代理

分かりました。私の方からは以上です。

○岩田委員長

どうもありがとうございました。清原委員、どうぞ。

○清原委員

御説明ありがとうございます。金融庁におかれては、金融二社の企業価値の向上と、それから、何よりも国民生活への貢献ということで、この間の推移を踏まえて期待をされているということが分かりました。特に、やはりゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険の場合には、ユニバーサルサービスを維持していくという、非常に公益的な使命を持っているわけですから、持続可能性をいかに担保するかということを重視して注目されているということが、本日の御説明から分かりました。

そこで一点目でございますが、これだけ低金利というかマイナス金利の中で、ゆう

ちよ銀行におかれても、また、かんぽ生命保険におかれても、資金運用の面で極めてリスク性の高い取組みへと転換が図られています。国債から外国債へというような流れで、これにつきましては両者とも進めてきているリスク管理能力のある人材確保であるとか、あるいは国際的な視野を持った人材の確保ということで、こうした方向性は担保できるというふうに今のところ評価されているかどうかを、一点お聞きしたいと思えます。

二点目に、本日頂きました資料の4ページ目に、ゆうちょ銀行の規模ということで、208兆円という極めて大きい資産規模がある。したがって、貯金残高を低金利環境の中では自己制御することの重要性がある。具体的には、「貯金残高に係る目標額の変更」であるとか、「日本郵便に対する委託手数料の変更」であるとか、「貯金金利の変更」といったものが考えられるとあり、ここで手数料についても触れられています。また、かんぽ生命保険の場合も、むしろ自身で商品を開発するだけではなくて、他社の商品を提携して扱うということで、14ページにこれまでの他社との連携を示すとともに、「手数料収入の確保」ということで、「手数料」という言葉がゆうちょ銀行の場合もかんぽ生命保険の場合も出てきます。

こうした自社のオリジナルな取組みに加えて、「手数料」というものについて重要なものとして表記されていらっしゃると思いますので、金融庁におかれましては、この金融二社において、今後「手数料」の意義が、先ほど申し上げましたユニバーサルサービスを維持していくためにも、何か極めて重要なポイントのようにも受け止められまして、その辺についてのお考えをお聞かせいただければと思います。

以上二点、お願いします。

○西田審議官

それでは、一点目の運用態勢の評価でございますけれども、ゆうちょ銀行、かんぽ生命保険とも当然運用態勢をしっかりと整え、リスク管理も含めて、バックオフィスも含めて態勢強化を図っていますし、ゆうちょ銀行はこの1年ぐらいでかなり態勢は強化されてきていると思います。一方、外債運用がかなり増えているのですけれども、為替の相場とか為替リスクをコントロールするためのヘッジコストみたいなのをにらみながら、投資のタイミングや金利リスクや為替リスクを勘案しながら取り組んでいると承知しております。私どもとしてはこういう金融環境なので、引き続きしっかりとモニタリングしていきたいと思っています。

手数料のお話でございますけれども、やはりこの大きな資産規模の中で、当然運用の多様化を図るのですが、先ほど言いましたサテライト・ポートフォリオ。青天井で大きく拡大できるかというのは、これは当然おのずと限界があると思うのです。そうすると、やはり収益の第二の柱として何を考えたらよいかと考えれば、正に手数料ビジネスというところをもう少し強化すれば、それが郵便局ネットワークの維持にもつながると私どもは考えておりますので、そういう意味で投資信託みたいなものの販売

であるとか、いろいろな手数料の収入というものを安定的に確保できるような対策を、今後考えていくことが重要ではないかと考えております。収益の第二の柱として、しっかりと育てていってほしいと考えています。

○清原委員

どうもありがとうございます。

○岩田委員長

よろしいですか。それでは、私から二つほどお伺いしたいと思いますけれども、一つは今、出ましたけれども、委託の手数料というのですか。これはもちろん、民間の金融機関がいろいろな生命保険の、がん保険とかそのようなものを販売することに伴う手数料を郵便局の方にお支払いするという分がありますし、それから、ゆうちょ銀行、かんぽ生命保険がやはり同じようにお払いするということになっていると思うのですが、そういうときの手数料の決定について、金融庁としては今の手数料体系について何か問題があると思われるか、それとも、全く問題がないと思われるかです。

やや微妙な問題であります。それをちょっと気にしましたのは、実は、投資信託の取扱店舗というのが1,549店舗ということになっていて、これをもう少し拡大したらいかがかと仰られたように思うのですが、それが例えば手数料の体系において、こういう投信をたくさん拡大した場合の手数料、郵便局からしますと収入になると思いますが、あるいは、払う方からすると、手数料が高いと余りやる気がしないという、それは例えば定額貯金と比べて、その関係をどう考えるかという、何か問題があるのかなど。もし今、まだ拡大が進んでいないとすれば、それを良くするためには何か工夫がないかということでお伺いしたいということなのですが、それと同時に、かんぽ生命保険の方については、これは14ページで76店舗というところで販売となっているのですが、同時に顧客の利便性の向上ということを考えれば、私自身はもっと拡大してもいいかと思うのです。それも何か、今の委託手数料の体系の決め方というのですかね。金融庁から見ると、どのように見えておられるのかです。つまり、日本郵政全体としては内部の仕切りみたいな形ですが、それでも委託手数料をお払いする。それから、外の民間の金融機関からの業務を委託して、それで手数料をお払いするという、その手数料の決め方について、どのようにお考えになっているかです。特に、これから投信とかかんぽ生命保険というのも、もう少し充実したらよいと考える場合には、どのようにお考えになるのかというのが一つ目です。

二つ目は、地域の金融機関との連携で、民間の金融機関からATM、共同ATMとかいろいろ広げていただきたいというお話があるのですが、ATM、民間のビジネスモデルを見ますと、一つはこういうATMをどんどんネットワークで拡大して、セブン銀行とか、そちらで生きようという生き方と、デビットカードというのですかね。カードでもって全て現金決済を済ませてしまうようなストラテジーと両方ありまして、金融庁としてはこの二つの方法についてどのように、これはもちろん民間のストラテジーの選択が

専ら要るわけですが、それについてはどのようにお考えになっているかですね。お伺いできればと思います。

○西田審議官

まず、かんぽ生命保険の76店舗というのは、これは直営店全てなので、この76で全部です。

○岩田委員長

そうですね。分かりました。

○西田審議官

あとは日本郵便の郵便局を活用しています。

手数料については、一方ではしっかりビジネスモデルにして構築するために、しっかり手数料が取れる方が良いのですけれども、お客様あつての業務でございますので、先ほど民間金融機関の分析で言いましたように、顧客本位の商品をいかに販売するか。正に今、そういう観点から、このJP投信ではできるだけ分かりやすい分散型の積立てみたいな商品を丁寧に販売していくということが重要だと思います。それで、初めて投信に触れるような人が、投信は良いものだということを理解してもらって、それで裾野を広げていくような取組みをしてほしいと思っています。恐らく、そういうシンプルで小口の投資信託であれば、郵便局の方でももう少し対応もできるようになるのではないかと、私どもとしては考えているところでございます。

地域金融機関との連携で、ATMとかデビットカードということですが、ここは正にゆうちょ銀行がどう経営判断するかというところでございますけれども、やはりいろいろな顧客サービスの利便性を高めるという観点からは、今もATMをいろいろなところで提携等もやっていますが、こういったものを引き続き広げていくということも重要だと思いますし、恐らくデビットカードみたいなものについても、今後ゆうちょ銀行の方で御検討されていくのではないかと考えています。私どもとしては、どういった観点からその業務をやるか、あるいはそのための業務の態勢がしっかりできているかといったことは当然見ていきたいと思いますが、ゆうちょ銀行にとって中期経営計画がしっかり具体化する、企業価値を上げていくという流れの中でそういうお話があれば、私どもとしては前向きに考えていきたいと思っています。

○岩田委員長

どうもありがとうございました。ほかに御質問はございますか。よろしいですか。それでは、質疑を終えたいと思います。金融庁の審議官、どうもありがとうございました。

○西田審議官

どうもありがとうございました。

(金融庁関係者退室)

(総務省関係者入室)

○岩田委員長

それでは、引き続きまして、安藤郵政行政部長から10分程度で御説明をお願いいたします。

○安藤郵政行政部長

郵政行政部長の安藤でございます。本日はこういう機会をいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、かいつまんで御説明申し上げたいと存じます。

資料に入ります前に、私どもの行っております郵政行政の方向性につきまして、最初に簡単に御説明申し上げたいと思います。基本的には郵政民営化法に書かれているようなことでございます。

一つの方向性としては、経営の自立性、効率性の向上をさせて、企業価値を高めていくということでございます。これは郵政民営化法の2条に基本理念として書いているものでございます。

もう一つは、7条の2に書かれてございます、私どもが郵政省の時代から取り組んでおります、責務としてのユニバーサルサービスの確保であったり、公益性、地域性の発揮ということでございます。

この二つの方向性の関係といたしましては、御案内のとおり郵政民営化をきちんと推進すること、企業価値を高めていくことで、このユニバーサルサービスの確保であったり、公益性、地域性の発揮といったものに結びつけていくという関係であって、この二つは並列というよりは、そういった構造になっているのだと思っております。

そういったことで、今日の資料をまとめてございます。

1ページ目でございます。先ほどの二つの方向性に沿う形で、日本郵便に対する28年度事業計画の認可の際に、総務省から三項目の要請を行ってございます。

オレンジ色の部分が要請の内容でございますが、企業価値を高めるという観点から二つの要請を行っております。

1でございますが、収益力の多角化・強化、経営の効率化、ガバナンスの強化、2は経営基盤強化のための投資ということでございます。

この要請に沿った取組みといたしましては、ここに書いております新規サービスの開始であったり、あるいは1の3、あるいは2の部分であるような、eコマースへの対応が大変増えております。

3番でございますが「郵便・物流ネットワークの再編の実施」ということでございまして、これにつきましては資料を後ろに付けてございますが、地域区分局を集約化、機械化することによって、年間100億円以上のコスト削減を狙っているという内容でございます。8～9ページをご覧いただきたいと思います。

その他、4、5という取組みでございます。

方向性の二つ目、ユニバーサルサービスの確保、公益性や地域性の発揮ということ

に関する要請といたしましては、この3の部分でございます。郵便局ネットワークの維持、強化であったり、公益性や地域性を十分に発揮することであったり、あるいは、ユニバーサルサービスを確実に提供することであったり、そういった要請をしているところでございます。

この要請に対応するものとして、郵便局の設置ということで、24,000局以上の郵便局を、現在も引き続き維持しているということでございます。

これにつきましては、10ページ以降に資料をつけてございます。

とりわけ11ページをご覧いただきたいと存じます。「郵便局の設置基準」ということで、法令でも規定をしているところでございます。

この中の省令の部分、2に施行規則がございますが、この第4条第2項第3号に、過疎地に関する規定がございます。

過疎地につきましては、改正民営化法の施行の際に、現に存する郵便局ネットワークの水準を維持することになってございます。これは国会での民営化法の審議の際の附帯決議を法令化したということでございまして、これを遵守しつつ取り組んでいるということでございます。

その他でございますが、かねてから郵便局のみまもりサービスをやってございますが、最近の取組みといたしましては、タブレット等のICTを活用いたしましたみまもりサービスや、健康増進サービスといったことについての実証をやっているということでございます。これにつきましても資料を付けてございます。

また、この後、日本郵便の方から御説明があらうと存じますが、MyPostということでの電子私書箱サービスのトライなども始めているところでございます。

これはマイナンバーの利用に伴いまして、マイナポータルといったサービスが始まるわけでございますけれども、これに連携した形での提供を考えていると理解してございます。

その他、この公益性等の関係では、ふるさと納税に対する対応、あるいは災害対応ということで、熊本地震あるいは鳥取地震などにおきまして、ここに書いてあるような料金免除や非常取扱いといったことについて確実に実施をしているということでございます。

16ページをお開きいただきたいと思います。

郵便料金の見直しでございます。郵便料金の見直しに関しましては、この28年1月29日に届出を受理したということでございまして、ここに書いてあるとおり、初年度に200億円程度の収支改善を見込んでいるということでございます。

内容につきましては、内国郵便に関しまして、大口利用者向けの料金割引サービス。これは利用者の方からあらかじめ郵便番号等に区分して差し出していただいた場合に、当然郵便局職員による負担が軽減されるということに依りまして、割引サービスを提供しているわけでございますけれども、この区分の機械化が進んでいることで、事前

に区分けしていただくことのメリットが薄れてきているということを踏まえた形で、割引料等を見直したということでございます。

17ページをご覧いただきたいと思います。「郵便・物流事業の概況」でございます。

2つ目の○でございますが、「郵便の種類別収支の推移」をご覧いただきたいと思います。この郵便の種類別収支でございますが、三種、四種というのは政策的に低廉な料金を定めることを義務付けているサービスでございますので、必然的に赤字になります。第二種ははがきでございますけれども、はがきにつきましても最近、赤字が非常に大きくなっているという状況でございます。

このような二種、三種、四種で生じております赤字を一種の手紙、封書の黒字でカバーするという構造でございます。

一種の黒字でカバーするということでございますが、近年、この黒字幅がかなり少なくなってきた。一方、二種のはがきの赤字が非常に大きくなってきているという状況になってございます。

こういう状況になっている背景といたしましては、18ページをご覧ください。

郵便引受物数が年々減少してきてございます。要するに、収入の元となるものが減ってきている。一方、参考2という一番下の方をご覧いただきたいと思うのですが、配達箇所数の推移です。これは郵便物数の減少ほどは減っていないという状況でございます。そういうことで、1軒当たり配る郵便物数が減っているが、コスト的には減らないという状況でございます。

こういったことが背景にあって、先ほど言ったような一種の収入がかなり少なくなるという状況が生じているということでございます。

これに対応するために、先ほど申し上げたような効率化はやっているのですが、この配達箇所数というところには余り影響してこない。これは配る話でございます。

一方、これに対応する形で郵便料金の見直し等が行われているという状況でございます。これで少し一種の収入を増やしていくということでございます。ただ、三種、四種の赤字、あるいはとりわけ増えてきております二種の赤字といった問題は、引き続き残るということでございます。

19ページは、政策的な低廉料金を定めた三種・四種の経緯でございます。ここに書いてございますとおり、定期刊行物とか通信教育、盲人用点字、学術刊行物、植物種子等といったものが、明治時代からさまざまな経緯を踏まえていまだ残っているという状況でございます。

その時々の方針的な理由に基づいて作られてきたのだと思いますが、この中には日本独自、海外には例のないものも結構ございます。また、なかなか一旦始めるとなくすのが難しいということもあって、本当にまだ現時点で政策的価値があるのかどうかといった問題が残っているのかと思っております。

以上が、日本の郵便に関するものでございました。

金融に関しましては、既に金融庁の方からお話しになられているので、私どもの方からの説明は割愛をさせていただきたいと存じます。

限度額の引上げに関しましては、所見の方にも書いてありますとおり、年金振込み等の度に限度額を超過するといった問題の解消や、高齢化が進む利用者の貯蓄機会の確保との観点から非常に重要であったと、私どもも考えてございます。

この問題につきましては、資金シフトが起こったか起こっていないかという問題があって、大きくなったとはとても見られない状況だと存じますけれども、少なくとも私どもが聞く限りでは、日本郵便等の末端の現場におきましては、大変やる気が出たと聞いております。そういった意味では、企業価値の向上にも役に立ったのかと私どもは思っているところでございます。

かんぽ生命保険の話も飛ばしまして、次に、ユニバーサルサービスの話に入らせていただきたいと思います。

私どもの現下の郵政行政の最大の課題は、このユニバーサルサービスの安定的な確保にあると考えてございます。そういったことで、私どもとしては検討会を現在開催させていただいているという状況でございます。

具体的な検討課題でございますが、先ほど申し上げました三種、四種の政策的な意義が現時点でどうなのかということの見直し、あるいは二種の赤字の増大が続いている中で、これに対する対応はどういったことが考えられるのかというお話です。

あるいは効率化、新規サービスの問題、私どもの手続の規制に関して何か直すべき点はないのかとか、そのようなことを中心に議論しているということでございます。

23ページに、以前私どもの審議会の方で出しましたユニバーサルサービスコストの算定がでございます。

全国を1,000ぐらいの集配郵便局のエリアに分けて、収支状況をモデル化したもので収支状況を比べたという内容でございます。

24ページをご覧くださいと存じます。2013年度の収支ということでございますが、一つ目の水色のところ、「郵便役務」でございますが、収支は186億円の黒字。一方、金融の方が二つ目の水色でございますが、収支合わせて550億円を超えているという状況で、金融窓口業務の方が収支は非常に高いということでございます。9,000億円を超える収入は、金融二社から日本郵便がもらっているということになってございます。

三つ目の表でございますが、郵便の役務につきましては、黒字のエリアが214、赤字が873ということで、エリアとしては赤字が圧倒的に多くございます。この8割の赤字のエリアの赤を、2割の黒字エリアの黒で埋めているというのが郵便の役務の構造でございます。

一方、金融に関しましては、黒字の方が6割方黒字。赤字のエリアは4割方赤字という状況でございます。

これを見ますと、金融の方がユニバーサルサービスの状況がいいのではないかとご覧になれるかもしれませんが、先ほど申しましたとおり、この収入はゆうちょ銀行、かんぽ生命保険が日本郵便に支払っている手数料収入でございますので、逆に言うと、ゆうちょ銀行、かんぽ生命保険が支払える経営状況にあることが前提でございます。現時点ではそういった状況にあるということで、こういった構造になっている。これが危なくなりますとどうなるのかということが、私どもの最大の心配事項でございます。

そういったこともございまして、26ページ目でございます。こういった減税の要望を現在やっているところでございます。これはゆうちょ銀行、かんぽ生命保険が日本郵便に窓口業務の委託をする際に、先ほどのとおり手数料を9,000億円ほど払ってございますが、これにかかります消費税につきまして減免をお願いしているものでございます。

この減税につきましては、平成17年から要望してございます。これは3事業一体でやっていたものから分社化することになりまして、業務委託ということで消費税がかかってきたということでございまして、窓口機関を持っております通常の金融機関では発生しない負担だということで、これを何とかしてもらいたいということで、平成17年から要望してきたわけでございます。

さらに平成24年度の改正民営化法によりまして、金融につきましてもユニバーサルサービス義務が課されたということもありまして、この金融ユニバーサルサービスの負担を軽減する必要があるだろうということでの要望でございます。

今年度の要望につきましては、この金融ユニバーサルサービスで負担になってございます、過疎地域の郵便局の人件費にかかります手数料の消費税の減免。170億円の減免をお願いしてございます。

現在、税務当局と話をしてございますが、先ほど申し上げましたとおり17年度から要望しているということは、それだけ認められていないということで、税の仕組みとしては大変厳しい。

もちろん、私どもが理解しているところでは、必要性はかなり御理解をいただいていると思います。ただし、税としては大変難しく、別の方法、例えば歳出であったり、経営の自由度を高めることでカバーすべき問題ではないかという意見等もいただいているといったところではございますが、なかなか現下ではほかに要望等を行うことが難しいので、引き続き要望させていただいているという状況にございます。

最後でございますが、国際的な取組みにつきまして若干御説明を申し上げたいと思います。

郵便の世界に関しましては、19世紀から万国郵便連合という機関がございます。この機関の4年に1回の最高意思決定機関の大会議が先月開かれたということでございますが、この中におきまして、eコマース対応等が非常に重要な分野として議論され

たわけでございます。

選挙関係の部分でございますけれども、我々等の規制機関と、日本郵便等の事業者がそれぞれ理事会を持っているわけでございますが、日本は両理事会とも最高得票数で理事の再任をいただいております。郵便の世界におきましては、日本の信望がとても厚いということでございます。

それが世界全体の話でございますけれども、28ページです。

バイにおきましても、ミャンマー等におきまして、日本の郵便のノウハウに関する技術指導などを実施しているということございまして、現在、ミャンマーにつきましてはODAの技術協力に発展いたしまして、送達速度、送達率、顧客満足度等の達成目標に向けまして、現在取り組んでいるということでございます。

郵便だけではなくて、郵便局関連ビジネス、あるいは郵便関連ビジネス、eコマース等ですけれども、そのようなことに関しましても、日本郵便以外のいろいろな民間企業も一緒になって取り組んでいるという状況でございます。

29ページでございますとおり、タイ、ミャンマーともそれぞれ政府間の覚書、あるいは事業者間の契約に基づいて、同じような取組みを進めようとしているところでございます。

ロシアに関しても現在、政府間、あるいは事業者間で議論をしているという状況でございます。

その他、ほかの国もございまして、まだ表立って言える状況にはないということございまして、こういった形でのバイでの取組みも積極的に進めているという状況でございます。

私の説明は以上でございます。

○岩田委員長

どうもありがとうございました。

それでは、質疑に入りたいと思います。ただいまの御説明に対して、御質問等ございましたらお願いいたします。どなたからでも。

清原委員、どうぞ。

○清原委員

御説明ありがとうございます。一点だけ、質問というよりもお願いをしたいことがあります。

後に日本郵便さんから御説明があるということで、詳細の御説明を省かれました15ページの日本郵便のデジタルメッセージサービス「MyPost」についてでございます。

実は現在、三鷹市のような自治体ではマイナンバーカードの交付をさせていただいておりますけれども、その現状で申し上げますと、三鷹市は昨年度末、約18万2,000人の人口のうち、住基カードは2万3,375枚と、東京都の中でも1～2位を争う交付枚数でございました。しかし、1割を超えたぐらいでございます。

今年の1月からマイナンバーカードを交付開始しているわけですが、現在、約18万5,000人の人口のうち、交付させていただいたのは11月1日現在、1万5,680件。申請は2万1,000件を超えています。ですから、申請は1割を超えておりますが、お手元にはまだ8%ぐらいしか届いていない。

全国の中で三鷹市は決して少なくない交付枚数です。来年の7月から政府ワンストップサービスも始まりますし、いわゆる連携サービスが始まるわけですが、マイナンバーカードについての普及は少し勢いを欠いているように思います。

私は国民の皆様にもっともっと利便性を認識していただきたいですし、せっかく総務省におかれては公的個人認証サービスとの連携をされています。これは郵政行政部のお仕事というよりは、自治行政局等々の所管だとは思いますが、せっかくこのような新しいサービスを日本郵便と構想しながら応援されているお立場だと思しますので、是非、機運醸成にお力を発揮していただければと思います。

何よりも国民の利便性を高めるということでございますので、日本郵便の信用と実績に基づく未来形の取組みへの基盤が、マイナンバーカードでもあると思いますので、是非よろしく願います。

以上です。

○岩田委員長

それでは、どうぞ。

○安藤郵政行政部長

この後、日本郵便の方からも御説明があると思いますし、また、清原委員のお話に対します、多分決意表明的なこともあるのではないかと思いますけれども、まさしく御指摘を受けましたとおり、利便性を高めるということで、このサービスは一定の役割を果たし得るのではないかと私どもも考えてございます。

そういった意味で、日本郵便の取組みに対しまして、私どもも積極的に支援等をしてまいりたいと考えているところでございます。

政府全体で、総務省の自治行政局や国際戦略局が普及に取り組んでいるところでございますし、私は前職で厚生労働省におりましたものですから、厚生労働省の方ではマイナンバーカードの電子証明書を使って、医療保険機能の証明にもできるようにしようという取組みもしてございますので、そういったさまざまな取組みでマイナンバーカードの利便性が高まっていくのであればというふうに、私どもは考えているところでございます。

○清原委員

ありがとうございます。一点だけ。

高市総務大臣も、このマイナンバーカードと公的個人認証の活用が、今後の国民生活の向上に資するということで、研究会なども肝入りで設置されていると承知しております。したがって、今回、日本郵便への郵政行政の取組みについての御説明で

したけれども、ユニバーサルサービスを維持する上で着実な取組みを、料金等々進めるとともに、未来に向けて、今の安藤部長がおっしゃったようなことを総務省を挙げて取り組んでいただければ、現場の自治体も元気が出ると思います。

どうもありがとうございます。

○岩田委員長

ほかに御意見はよろしいですか。

老川委員、どうぞ。

○老川委員

どうもありがとうございました。

24ページにあるユニバーサルサービスの状況です。つまり、2割の局で8割の赤字を支えているという構造になっているということですが、これはユニバーサルサービスが法律改正で義務付けられたということなのですが、それ以前に比べて、年々増えてきてこういう構造になっているのか、それとも、元々これは義務付けられなくても、こういう状況になっていたと考えたらいいのですか。

そこら辺はどうでしょうか。

○安藤郵政行政部長

郵便に関しましては、元々改正の前から義務付けられているという状況にございます。

これが増えているか減っているかというのは。

○北林郵便課長

増えているか減っているかという部分の具体的な数値について、推移をこれまで取っているものではありません。このコスト試算自身が初めての試みでございました。

今、部長からお話がありましたとおり、当初から郵便についてはユニバーサルサービスを義務付けてございまして、郵便の業務の性質上、このようなある一定のエリアで切るような考え方でやりますと、儲かるところと儲からないところが生じてくるというのはあり得ることではないかと考えています。

○岩田委員長

ほかにございますでしょうか。

三村委員、どうぞ。

○三村委員

それでは、一つ。ありがとうございます。

17ページの収支状況ということで、これは見るとどうしても赤字が広がってきている部分と、逆に黒字の部分で差が出てきているということで、今の対応は第三種、第四種の見直し、それから、いわゆる注文の大きいお客様に対する割引率の変更ということなのですが、もう少し政策的に、これらをプラスにしていく方向性がどこにあるのか。

第二種をどうするかがなかなか難しいと思うのですけれども、特殊取扱いと国際郵便というのは、考え方によってはかなり収益力が出てくるのではないかと考えているのですけれども、その点について総務省はどのようにお考えなのか。

いかがでしょうか。

○安藤郵政行政部長

ユニバーサルサービスに関しましては、そんなに収益を上げるということがそもそも難しい。これは当然のことながら、料金の決め方といたしまして、総括原価方式を採ってございます。コストがあって、その上に一定の利益を。それを種類ごとに取っているわけではなくて、トータルで取っているということでございますので、余り儲かるということとはできない。コストを下げていって、それで利益が出なければ少し値上げをしていくという対応をせざるを得ないのだろうと思います。

もちろん、今の区分けにつきましては、先ほど申し上げたとおり集中局を作って、集約化して、機械化してというので、どんどん今、年間百数十億ずつは収支が改善できるという状況にございますけれども、最後のラスト・ワン・マイルといいますか、配達をするというのがかなりコスト要因になっています。そこを減らそうとしたら、それこそ人件費の問題等になってきてしまうということでございますし、また、人を減らすという話にもなりかねませんが、なかなかそれで本当にユニバーサルサービスを確保していけるのかという問題はどうしても残ってございます。

郵便局の設置局数の問題等もございますけれども、附帯決議でありましたとおり、現在の状況につきましてはユニバーサルサービスを下げるという方向ではございません。それを維持するという方向でございます。その中でやっていけることというのは、そんなに多くないのかと。

国際郵便に関しましては、先ほどのUPUの議論にございましたとおり、eコマースの普及にどう対応していくのかというのは、国際的な問題でございます。

日本郵便の取組みといたしましても、先ほど各国の郵便事業者との連携を今、深めているという状況にございます。

一方で、サービス貿易協定などの議論が今日もジュネーブで行われているようでございますけれども、やはりこのeコマース絡みの、個人が使うような小さな貨物のサービスをどうしていくのか、国際的な流通をどうしていくのかという問題は、大変競争が激しくなっております。一つは郵便のEMSというサービス対、DHL、FedExなどの貨物の急送便との競争という問題がございます。

今のところ、日本はDHLやFedExは持っていない。一方、ドイツポストなどはDHLを持っているということなのですけれども、競争が激しいイコール成長の余地は大きくある。この部分で企業としての価値を高めていく余地はあるのかと考えております。

○岩田委員長

よろしいですか。

米澤委員長代理、どうぞ。

○米澤委員長代理

一点だけお伺いします。

24ページないしは、その前のコストの試算のところは大変興味深い。中身はちょっとNAC法とかはよくわからないのですけれども、一つお願いしたいのは、例えば今、検討会をやられているとお伺いしましたけれども、ユニバーサルサービスというのは極めてコストがかかるというのは直感的にわかるのですけれども、それがどのぐらい、合理的にもう少し下げられるものなのか、下げられないものなのかというのを少し踏み込んでいただいて、例えば金融部門であれば、ローカルな信金とか信組とかの比較などもあると思いますし、IT化の余地もあるのかと思いますので、その辺までも踏み込んで、いろいろ御議論していただけるといいかと思っています。

結果も興味深く思っております。

以上です。

○岩田委員長

どうぞ。

○安藤郵政行政部長

ありがとうございます。

金融部門に関しましては、金融庁の方も非常にいろいろと御検討されておられると存じます。私どものほうも金融庁と連携をとりながら取り組んでまいりたいと思っています。

郵便に関しましては、日本郵便の取組みなどを今、詳しく聞いております。日本郵便の方から幾つかの要望等も出てきております。それを一つ一つ潰していきたいと思っています。

先ほど言った三種、四種の問題もございます。

それから、郵便物の区分けの集中化、機械化といったことも、日本郵便は取り組んでいるということです。

今、配達の問題をどうするかという問題は、先ほど言ったとおり、配達箇所数はなかなか減らないということで、なかなか悩ましいという状況にございます。

もちろん、郵便局の置局の問題等もございますが、これにつきましてはなかなか、現在の法的枠組みがございまして、その枠組みの中で何ができるのかといったことにつきまして、今後議論をしていきたいと考えているところでございます。

○岩田委員長

よろしいですか。

○米澤委員長代理

はい。

○岩田委員長

それでは、私からまた二つほどお伺いしたいです。

今日の一つの大きい論点というのは、より効率的なネットワークというのですかね。ユニバーサルサービスを提供しながら、しかしながら、より効率的なネットワークを構築するという点についての御報告だったと思うのですが、そこで例えば10ページの郵便局数です。これを拝見しますと、一時閉鎖局というのは今、272局あるということですが、一時的に動かなくなる。

私も郵便局ができてから随分長い歴史があって、その間に人口動態の大きな変化があって、その中で、あるいはこういう郵便局の場合は後継者の問題もあるかと思うのですが、そういう人口構造の大きな変化の中で、どのように効率的なユニバーサルサービスを提供するかという非常に大きな課題に直面しているのかと思うのですが、この構築のあり方が本当に合理的になされているかどうかというところが、一つのポイントかと思うのです。

例えば赤字局と黒字局というのが何ページかに色刷りで出ていますけれども、そういう赤字局と黒字局が生まれる原因の分析というのですかね。どうしてここは赤字になって、どうしてここは黒字になるのでしょうかという、何かパフォーマンスの比較といたしますか、今、御質問のあったユニバーサルサービスのコストの計算と関係してはいますけれども、全く変えることのできない、どうしても赤字なのか、それとも、似たような状況にある郵便局なのに、ここは黒字で、こちらはまだ赤字ですという、何かその効率化についての共通の基準というのでしょうか、パフォーマンスチェックといたしますか、何かそういうものをよく考えた上で再編あるいは強化するということが求められているのかと思うのです。

ですから、このユニバーサルコストの計算も拝見しますと、外部性の効果とか経営努力とか何かというのは、必ずしも考えておりません。赤字になっている部分はコストですというように想定されているようですけれども、そこはもうちょっと踏み込むことが必要なのではないかと思えますけれども、いかがでしょうかというのが一点目です。

もう一点は、例のこの業務の手数料の話です。窓口で、両方で6,094億円と3,783億円というもののうちの、仕入税額控除ということをやっと主張されているということで、私も経緯を考えればそういうことが、ユニバーサルサービスの重みとの綱引きの問題かと思っているのです。

そういうことなので、先ほどのユニバーサルサービスのコストの計算がどのくらい客観性を持って、強く言えるかどうかということで、この説得力にもう少し迫力が出てくるのではないかと思います。

二点目はコメントのようなこととなりますけれども、以上です。

○安藤郵政行政部長

ありがとうございます。

もちろん、日本郵便におきましては、当然同じような環境にある局の中でのコストの効率性の問題等、必要な指導等はやっているものと存じます。そこは日本郵便の世界だと思えますけれども、私ども行政として、委員長がおっしゃられたような人口減少の問題であったり、あるいはさまざまな施策の効果の問題といったもの。このユニバーサルサービスのコストモデルの中にどう組み込んでいくかというのは、非常に重要な問題だろうと思っています。

この2013年の収支を基に出しました計算でございますけれども、モデルの構造として、今、日本郵便がやっているような機械化だとかという効率化が導入される以前のモデルでございますので、そういった意味においては古いモデルに新しい数字を入れて出したというところでの問題はあるので、どこまで正しいのかという問題がどうしても残ってまいります。

現在、例えば人口などの環境要因であったり、私どもの政策、日本郵便などのさまざまな取組みといったものが、このユニバーサルサービスにどう影響を与えるのかということが算出できるような、そういう政策の何らかの評価に結びつくようなモデルができないのかということでの検討も同時に、この検討会の方でやっておるところでございます。

ただ、ものすごいデータの数です。郵便局というのは先ほど言ったように24,000局でございます。その24,000局にかなりのデータが、これは人の問題、配達する車の問題等もありますので、物すごいデータがあるのです。

その24,000局に何らかの数字を掛ける、あるいは何十万人に何らかの数字を掛ける、何万台に何らかの数字を掛けるという数字を基に出してまいりますので、億単位のビッグデータを処理してモデル化していかなければいけないという問題がございまして、そのデータを取るのもとても大変ということで、日本郵便から相当なコストをかけて数字を出していただくということをやっておりますけれども、どこまで日本郵便にお付き合いいただけるのかという問題もございまして、今のところは来年の夏ぐらいまでにモデル改良の目途をつけて、来年度中に何とか数字が出せたらということでございます。

また、その出た数字も、委員長から言われたような環境要因が変わったときにどうなるかということまで、そういったものを要素としてインプットすれば数字が出てくるようなものになるかどうかということまでは、なかなかまだ自信が持てないという状況でございます。

○北林郵便課長

補足させていただきますと、委員長からお話があった個局の話につきましては、このモデルでは一局一局の赤字・黒字について評価はしておりません。集配エリアという単位で全国を約1,100に切って、そのエリア単位の収支を見ているということで御理解いただきたいと思います。

一方、会社の方は、個別に郵便局のパフォーマンスを見ているとは思いますが、我々はあくまで、全体としてユニバーサルサービスのコストがどうかかかっているかということ把握するために、ある意味地域を分けるという一つの手法で試算したということでございます。

先ほどから出ている、いろいろな合理的な試算につながるようなという御指摘については、先ほど部長からもありましたとおり、日本郵便が行っている経営効率化は、ある意味、モデルよりも、日本郵便側の実態が進んでいるという現状もありますので、そういったことも含めて、まだまだ見直す余地があると考えております。

○岩田委員長

どうもありがとうございました。

それでは、ほかに御質問等はございますか。よろしいですか。

もし、特段の御質問がなければ、質疑を終えたいと思います。

本日は安藤部長を初め、総務省の方々、大変ありがとうございました。

(総務省関係者退室)

(日本郵便株式会社関係者入室)

○岩田委員長

続きまして、MyPostの概要です。今後の展開について日本郵便から御説明をいただき、その後、質疑を行いたいと思います。

それでは、日本郵便の鶴田執行役員から、20分程度ということなのですが、遅れてしまいまして、申し訳ありませんが15分程度でお願いいたします。

○鶴田執行役員

日本郵便の鶴田でございます。本日は御説明の機会をいただきまして、ありがとうございます。

MyPostということで、日本郵便は本年の1月から「MyPost」という商品名で、デジタルのメッセージサービスを開始しています。今のところは試行的な感じでやっておりますけれども、これを現状御説明させていただくとともに、今後の展開ということで説明いたします。

特に、政府の方でマイナンバーカードの普及ということで今、いろいろな取組みをしておりますけれども、その一環で、来年マイナポータルというサイトを立ち上げるというのがございます。

それに関連した動きをしておりますので、そこを重点的に後半を御説明したいと思います。

まず、MyPostの説明ですけれども、日本郵便は元々紙の郵便を取り扱っておるわけですけれども、それが電子的な手段に置き換わっていく中で、我々自身もそのデジタルのメッセージサービスを提供していこうということでやっております。

ただ、一般の電子メールとは違いまして、より安全な、日本郵便らしいメッセージ

サービスということにして、特徴が1ページ目にありますように、差出人は、本人確認済みの相手に届けられる。会員は、差出人を自分で選べる。受け取ったレターは安全に保管できるという特徴を持っております。

その仕組みにつきましては2ページ目にあります。前に一度御説明したことがありますが、復習として御説明いたします。

左側に受取人がいまして、まず、受取人がアカウントを開設いたしますけれども、このときに本人確認をするということもできまして、本人確認を必要とするような通知を受け取りたいときには、アカウントで本人確認した後にすることができます。

その上で、この差出人からのものを受け取りたいという選択を最初に致します。

右側の差出人からその通知物が、データのアップロードなのですけれども、これらにつきまして、それを受取人が閲覧しに行くということで、さらにそれを保管もできるというものでございます。

3ページ目がMyPostの初期画面でして、これは差出人が追加されるごとに利用者様へのお知らせという形で表示されます。

4ページ目に「差出人選択」画面。ここが特徴的なところですが、日本郵便が差出人と契約をしますと、この左側の差出人の一覧のところにも名前が出てきます。この中から、私はこの差出人からのものを受け取りたいということで選んでいくこととなります。場合によっては、本人確認済みの会員であることを条件にすることもできます。

実際にメールの中身のデータを見る画面は5ページ目で、一般の電子メールの画面とは似ているのですが、こういう形で中身の詳細が見られて、添付ファイルなどを見ることができます。さらに、これを長期保存することもできるというものでございます。

6ページ目に、特に行政機関とか、よりいろいろな機関からの通知を受け取る時に、いろいろな機関のサイトに見に行くということをよくやるわけですが、その場合にはID、パスワードをそれぞれの機関ごとに持っていて、入れていかないといけないというので、なかなか管理が大変ということかと思えます。

これをMyPostを通じて受け取るということにすると、MyPostのIDパスワードを持って入力すれば、いろいろな機関からのものを受け取ることができるということが特徴になります。

7ページ目ですが、新たにMyPostを通じて送りたいという機関が加わったときに、非常に簡単にできる。

左側には個別に各機関がいる場合には、この機関Dがユーザーに何か送りたいときには、機関Dは電子的に送りますということをまず利用者にお知らせをして、利用者に登録をしてもらう。それで本人確認をして届けるということが必要になりますけれども、MyPostでやると、機関Dと日本郵便が契約をした時点で、先ほどの差出人一覧の

ところに機関Dの名前が出てきますので、ユーザーが機関Dからの通知物を受け取りたいということを選択すれば、もうここで別途の手続をすることなく受け取ることができるということになります。

8 ページ目にほかの手段との比較ということで、紙に比べるともちろんコストがかからないということと、一般のEメールに比べるとセキュリティ面の安心。それから、スパムメールみたいな、誰から送られるかわからないというものは入ってきません。

逆に受取人から見に行くのと比べると、機関ごとにIDパスワードを入れる必要はありませんというメリットということになります。

9 ページ目に、これは例えば自治体がこういうサービスを使った場合の住民と自治体のメリットということになりますけれども、住民の方からすると、必要な情報が届くというのと、紙と違ってかさばらないように保存できる等のメリットがございます。

自治体としては、いろいろな行政の事務の郵送料とか、人のコストの削減につながるというメリットがございます。

こういうサービスとして1月からスタートしておりますけれども、実績としまして10ページ目です。実際に御利用いただいている中で、会津若松市さんに一番多く御利用いただいています。元々会津若松市さんは地域のポータルサイトとか情報化に熱心に取り組んでおられますけれども、この表にあるような通知物に使っております。

一般的な市政だよりみたいなものにも使っているのですけれども、赤い字で書いてある選挙投票所の案内、マイナンバーカード到着のお知らせ、入学通知、給与明細というような、これは本人にちゃんと届けなければいけないものです。こういったものの送付にも使われています。

手続として、今は本人確認をするのに本人限定受取郵便というのを使っております。これは私どもの郵便のサービスで、普通の郵便は受け箱にぽんと入れるだけですけれども、本人が免許証とか本人確認できる書類を持って、本人が受け取りに行ってそれを渡すという郵便なのですけれども、そこに暗証番号が入ってしまして、その暗証番号を入れることで本人確認のアカウントになるというものです。そういう安全な通信というものを使われているということでございます。

これを今、いろいろなほかの自治体とか、民間企業等にも御利用いただくように御提案をしているところなのですけれども、今後どういう展開が考えられるかということも11ページ目以下で御説明させていただきます。

一つは、日本郵便ならではの機能ということになりますが、紙で届けるということで元々やっておりますので、差し出し機関が、例えば自治体が住民に送るときに、電子で受け取りたいという方もいらっしゃるれば、紙で受け取りたいという方もいらっしゃる中で、そのどちらも日本郵便が丸ごと請け負って対応することができるということを、11ページ目で表しております。

逆に12ページが、今度は住民が自治体等に対して手続をする場合ですけれども、自

治体によって電子的なものに対応している自治体、対応していない自治体あるいは部署によって対応していたりしていなかったりというのがございますので、住民から受け取ったものを、受け取れる側の事情に応じて電子で届けたり紙で届けたりということ振り分けて対応いたしますということを、12ページに表わしております。

こうすることで、自治体と住民のやり取りにMyPostを活用していこうと考えているのですけれども、その際に一つ重要なことがありまして、13ページ目に書いております。

自治体が住民に何かお知らせを送るときに、先ほど言った市政だよりのようなものであれば別にそんなに気にしなくてもいいわけですが、例えば納税額通知、医療費の通知みたいなのをやろうとすると、メッセージを送る相手が本当に本人なのですねということを確認する必要があるということです。

例えば、住民がよくやるのが、住所とかを書いてアカウントを登録するわけですが、結構住所の表記の揺れというのがあったりして、何丁目、何番、何号の書き方が違うとか、建物名を書いたり書かなかったりとか、あるいは、漢字の外字の問題とかいろいろありますので、結構マッチングというのが大変で、会津若松でもここは今、手作業でやっております。

ここをマイナンバーカードを使った仕組みというので、自動的に紐付けるという仕組みを今後対応しようと思っております。

14ページですが、来年の7月に政府の方でマイナポータルというサイトを開設する予定です。マイナンバーカードでログインするサイトなのですが、国の行政機関、自治体、あと、一応民間企業も入れるかと思っておりますけれども、そういうところからのいろいろなお知らせをここに表示するというものです。

ただ、マイナポータル自身には余り大量の複雑な情報は載せられないので、そこから連携してMyPostというところで見るという仕組みにしようと思っております。

そのときに、住民がマイナンバーカードを使ってマイナポータルにログインして、マイナポータルの中にMyPostへのリンクボタンを作っていたらこうと思っております。このリンクボタンを通じて、MyPostのアカウントを新たに作ったときには、このMyPostの新たに作ったアカウントは、マイナンバーカードに格納されている基本4情報というのが紐付けされた形で作られます。

基本4情報というのは住所、氏名、生年月日、性別ですが、このアカウントは住所、氏名、生年月日、性別が誰その人のアカウントという形で格納されます。

15ページですが、そういう形で開設されたMyPostアカウントというのがあった場合に、そこに自治体が何か情報を送りたいというときは、右側の自治体の方から、住民基本台帳にある、この緑区中野に住んでいる齋藤花子さんに送りたいのだけれども、この人はMyPostのアカウントを持っていますかという形で、日本郵便に照会をしてきます。

MyPostは先ほど言ったような形で、その情報を紐付けて持っていますので、その人はアカウントを持っていますという回答をします。この方に何かメッセージを送りたいのであれば、このIDに送ってくださいという返事をします。

16ページですけれども、そういう紐付けが行われた状況で、右下の自治体から住民基本台帳に登録されている誰それさんにメッセージを送るということで、LGWANを通じて配信をされます。そうすると、MyPostにそのメッセージが届いたということが、マイナポータルの方に新着情報ということでお知らせで連携されます。

今度は住民がマイナポータルにログインすると、この新着情報のところをクリックすると自動的にMyPostの画面が開いて、その中身を見られるという仕掛けにする予定です。

こういう形で、自治体からの情報を安全に、こういう一元化された仕組みで受け取ることができるようにするというございます。

これは自治体からの情報通知なのですけれども、逆に住民の方から自治体への手続にもMyPostを使っていただこうと思っています。

政府の方で今、検討しているので、ワンストップサービスという名前と呼ばれているのですけれども、マイナポータルにおいていろいろな手続の受付をする。例えば、保育園の入園申請であるとか、児童手当の現状確認のようなことをマイナポータルを通じてやるということが検討されています。

そのときに、マイナポータルに入ってきた申請を自治体につなぐ必要があるのですけれども、自治体につなぐ際に電子署名の検証業務をやる必要があります。

17ページで詳細を説明していますけれども、その検証を行って自治体につなぐ。しかも、自治体が電子に対応すれば電子でつなぐのですけれども、まだ自治体が紙でしか対応できないという場合には紙に変換して届けるということもできます。

しかも、それを受けた自治体返信をするときには、先ほどの仕組みでMyPostで送ることができるということで、MyPostを経由して、自治体に対する電子的な手続を可能にするというものです。

電子署名の署名検証業務は18ページにありますけれども、暗号鍵を使って暗号化して、それを公開鍵で復号するということです。これは既にJPKIというプラットフォームが、政府のほうで作られているのがありますので、それを使いまして電子署名の検証業務を行います。日本郵便はこの業務をできるという資格がありますので、これを行います。

19ページの最終的な姿としまして、マイナポータルが今後普及されていくと見られていますけれども、マイナポータル自身でできる業務というのが、今のところ番号利用事務というので、ここに税、社会保障と幾つかありますけれども、そこにまだ限定されている予定です。

それ以外の事務、あるいは民間企業と国民のいろいろなやり取りにMyPostを活用い

ただくことで、国民、官民の幅広い分野でのコミュニケーションを支えるという構想でございます。

これは抽象的な説明ですが、具体的には総務省の方で検討されているいろいろな手続が電子でできるかということの実証実験をやっております。これに私どもも参加しております。20ページにこれまでやった実証実験について3つ挙げております。詳細は22ページ目以下の参考資料にありますけれども、時間の関係もありますので省略を致します。

こういう形で、いろいろな自治体等の手続の電子化という動きを、私どもが補完する形でMyPostを普及させていきたい。こういう動きをやっておりまして、今後いろいろなところで話題になるかと思いますので、このタイミングで情報提供ということで御説明させていただきました。

○岩田委員長

どうもありがとうございました。

それでは、御質問等がございましたら、どなたからでも結構です。

○清原委員

御説明ありがとうございます。

先ほど総務省でも、このサービスを日本郵便がされるということで御紹介がありましたときに、大変重要なマイナンバーカードの普及が余り進んでいないので、是非郵政行政部からも、総務省全体にさらなる普及をとお願いしたところです。

もう一つ、今日の資料の最後のページに、2015年度の総務省実証事業で、保育所入所申請の電子化というところを御紹介いただいています。

例えば、このサービスの実効性を上げるためにどういうことが必要かという一例をお話いたしますけれども、例えば保育園、保育所の入所申請の際、必ず勤務先企業から雇用証明書をいただくような仕組みになっています。

全国で約1,700余りの自治体があるのですが、実はこの雇用証明書のフォーマットは1,700通りぐらいと言ってもよい現状がありました。

しかし、マイナポータルのお話や、総務省のこうした実証があったような経過から、全国市長会等でも、こうしたサービスは国民、市民の利便性に資するので、是非フォーマットについて全国統一化、標準化ができないかということで、国と連携した取組みなども始めています。

したがって、今日御紹介いただいたような利便性がある仕組みではあるのですがけれども、実は現状の文書による取組み、あるいは自治体による取組みの中では、こうした導入に際して調整しなければいけないようなことがまだまだあるようです。しかし、今、例えば子育て世代はスマートフォンを使っているような時代ですし、タブレット型端末も活用している世代ですから、是非将来的には、例えば保育所入所申請などについて、あるいは、電子母子手帳的な取組みについては、こうしたMyPostのような取

組みの可能性はあるように思います。

行きつ戻りつというか、いろいろ直面されている課題があると思いますけれども、是非一步一步、一つずつ乗り越えていただきたいと期待しています。

そこで一点だけ。この間の日本郵便とこうした実証事業の中で、国やほかの関係機関との連携の中で、是非乗り越えたいと思っていらっしゃるような課題がありましたら御紹介いただけますでしょうか。

よろしく申し上げます。

○鶴田執行役員

ありがとうございます。

実は、もう委員がおっしゃられたことの中に回答があるような気もするのですが、既に保育園の入園申請は大変面倒で、雇用証明書を企業から一旦もらって、それでまた自治体の窓口に行かないといけない。2回出向かないといけないということですが、それを全部電子で済ませられないか。特に雇用証明書の正当性みたいなのをどうやって確認するかというのが課題になりまして、総務省の実験は主にそこをやっております。

ただ、実際にやる場合は、おっしゃるようにフォーマットの問題があります。私も会津若松でいろいろやりましたけれども、やはりいろいろなフォーマットがあるものをどう変換して、これに乗っかるような形にするかというところで、いろいろ調整に手間をかけたことがございます。

紙ではなくて電子化すれば、フォーマットの統一化というのも比較的進めやすいのかとは思いますが、そのように便利になるということを前面に出しまして、なるべく統一フォーマットということで私も働きかけていきたいと思っていますし、そこは政府、自治体さんの方でも御協力をお願いしたいと思っていますところでありす。

それから、冒頭に載せられましたマイナンバーカードの普及ですが、このマイナポータルを運営する仕組みというのは、ご覧になって分かりますように、マイナンバーカードが普及するというのが、利便性が広がる前提でもありますので、私も誰に何と申し上げていいかわからないところもありますけれども、是非これは普及してほしいと思っています。

○清原委員

ありがとうございます。

○岩田委員長

ほかにはございますか。よろしいですか。

すみません。私から一点だけ。

費用と収入なのです。つまり、利便性が高まることは間違いなしなのですが、こういうアカウントを設けること自体も多分、それなりの費用がかかると思うのです。

そのときに、民間ですと広告料収入というのがあって、Googleとかそれで賄えてしまうということがあると思うのですけれども、こういうパブリックサービスに近いところでは必ずしもそうもいかないとする、それは本人が負担するか、地方公共団体が何らかの補助をするか、日本郵政自身が自腹を裂いて特別サービスするかという三通りしかないと思うのですけれども、そこはどのようにお考えになっておられるのですか。

○鶴田執行役員

このサービスは、料金は受取人からいただくのではなくて、差出人がやるというのが原則です。なので、自治体から住民に送るときには自治体が負担をしますが、そのときに、今までは、この種のものやはり紙でちゃんと届けていたと思いますので、私どもが言うのもなんですけれども、郵送料とか紙代、印刷代を負担してやっております。

それをこの手段でやりますと、それよりははるかに安いコストでできるようにする。しかも、単に郵送料が節減できるというだけではなくて、手間が大幅に減ると思いますので、その分いろいろ住民に対するサービスの向上といいますか、送るものを多様化したり増やしたりということが出てくると思っております。

そういうことで、私どもとしては新しい分野でのマーケットの拡大を期待していて、かつ、差出人からきちんと料金をいただいてということで想定をしております。

○岩田委員長

収益はどのくらいを見込んでおられるのですか。

○鶴田執行役員

ちょっと不確定要素が強いものですから、こういう施策がどう進むかということによるので、具体的な数字は御勘弁いただきたいと思っております。けれども、こういう形で普及していけば、私ども内部の試算では、国民の2～3割はこういうサービスを使っていたら、それなりの売上げが立ってくるのではないかと見ております。

○岩田委員長

分かりました。

よろしいですか。

それでは、鶴田執行役員、今日はどうも御説明をいただきましてありがとうございます。

以上で本日の議題は終了になります。遅くなってすみません。大分おくれてしまいました。

後ほど私から記者会見を行うことにしております。また、次回の郵政民営化委員会の開催については、別途連絡させていただきます。

以上で、本日は終了ということにいたします。どうもありがとうございました。